

令和8年度税制改正大綱

令和7年12月19日に令和8年度の与党税制改正大綱（税制改正案）が決定されました。今回の税制改正では物価高への対応が前面に打ち出されており、いわゆる「年収の壁」について課税最低限を160万円から178万円に引き上げるなど、「強い経済」への実現に向けて成長分野への投資を促す内容となっています。

【主な改正項目：所得税】

改正項目	税目	内容
年収の壁 178万円 (基礎控除・給与所得控除)	所得税 住民税	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 非課税枠の拡大 (160万円 ⇒ 178万円) <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除: 48万円 ⇒ 62万円 ・給与所得控除: 65万円 ⇒ 69万円 ・特例加算を含め、合計所得 178万円まで非課税 <p>※所得税: 令和8年(2026年)分から適用 ※源泉所得税: 令和9年(2027年)分から適用</p>
こどもNISA創設	所得税	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未成年者向けNISA(こどもNISA)の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・NISA口座の開設年齢制限(18歳以上)を撤廃 ・年間投資枠: 60万円 ・非課税保有限度額: 600万円 ・原則18歳まで払出し制限あり(教育費目的等のみ払出し可能) <p>※令和8年1月から適用見込</p>
食事補助	所得税	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 福利厚生の食事補助非課税枠の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・月額上限 3,500円 ⇒ 7,500円 <p>※令和8年1月から適用見込</p>
暗号資産取引	所得税	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申告分離課税への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・総合課税(最大55%)から申告分離課税(20%)へ変更 ・3年間の損失繰越を容認 <p>※令和9年~10年頃を予定</p>
住宅ローン減税の継続と拡充	所得税 住民税	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中古住宅への支援を拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・借入額の上限 3,000万円 ⇒ 3,500万円 (子育て世代などは、4,500万円) ・控除期間 10年 ⇒ 13年 ・対象の床面積 50m²以上 ⇒ 40m²以上 <p>※令和8年~令和12年に居住開始の場合に適用</p>

歯科会計®

令和8年度税制改正（法人税・消費税）

【主な改正項目】

改正項目	税目	内容
賃上げ促進税制（中小企業）	法人税・所得税	現行：教育訓練費増加割合 5%以上かつ雇用者給与支給額の0.05%以上で 10%加算 改正後：廃止 その他要件・控除率は現行と変わらず その結果、最大控除率 現行：45% ⇒ 改正後：35%
少額減価償却資産の特例	法人税・所得税	購入価額の全額を経費算入できる金額の上限を引き上げ 現行：30万円未満 ⇒ 改正後：40万円未満
インボイス発行事業者となる小規模個人事業者に係る2割特例の見直し	消費税	現行：インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になつた方は課税売上の2割を納付税額とすることができる（令和8年まで） 改正後：令和9年及び令和10年分について課税売上の3割を納付税額とすることができる ※個人事業者のみ、法人は対象外
免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の見直し	消費税	現行：免税事業者からの課税仕入れについて8割控除できる（令和8年9月まで、令和8年10月～令和11年9月まで5割控除、その後控除なし） 改正後：令和8年10月～令和10年9月まで7割控除 令和10年10月～令和12年9月まで5割控除 令和12年10月～令和13年9月まで3割控除 令和13年10月～ 控除なし

新年あけましておめでとうございます
祝30周年！ 2026 橋本会計
本年もよろしくお願ひ申し上げます

資産承継

令和 8 年度税制改正大綱（相続・贈与税）

相続税・贈与税に関する令和 8 年度税制改正大綱についてまとめます。今回は生前相続対策に影響を及ぼす改正内容が散見されます。概要としては以下のとおりです。

内容	適用開始時期・期限	
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の終了	30 歳未満の子や孫への教育資金の一括贈与の非課税特例については、期限延長なく終了となる。 <非課税限度額> 1500 万円	令和 8 年 3 月 31 日まで終了
貸付用不動産の評価方法の見直し	被相続人等が課税時期前 <u>5 年以内</u> に取得又は新築した貸付用不動産については、その取得価額を基に地価の変動等を考慮した <u>価額の 100 分の 80</u> に相当する金額によって評価することとなる。 → 被相続人が亡くなる 5 年以上前から所有していた土地に新築した家屋には適用しない。	令和 9 年 1 月 1 日以後の相続・贈与に適用
不動産小口化商品の評価方法の見直し	小口化された貸付用不動産については、その取得の時期に関わらず、課税時期における通常の取引価格に相当する金額によって評価する。	令和 9 年 1 月 1 日以後の相続・贈与に適用
事業承継税制に係る特例承認計画の提出期限の延長	法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限が 1 年 6 ヶ月延長され、令和 9 年 9 月末までの期限となる。	令和 9 年 9 月 30 日までの提出期限 制度期限は 令和 9 年 12 月 31 日まで

＜教育資金の非課税贈与制度の終了＞

令和 8 年 3 月 31 日をもって非課税制度は終了してしまうため、実施を検討されているかたは早めに手続に動いていただく必要があります。制度利用の際は、取扱いのある金融機関にて専用の信託口座開設手続が必要になる点ご注意ください。